**令和５年度医薬品適正販売対策部会**

**資料５－２**

**「薬局等に従事する薬剤師・登録販売者の資質向上に向けた必要な取組等について」　　～　優先的に取組むべき内容　～**

**【１．令和５年度の取組み】**

**（１）薬局薬剤師による薬剤レビューに対しての意見**

* 薬剤レビューの実施は、患者の医薬品使用の安全性を一層高めるとともに、薬剤師の専門性を活かした対人業務の充実や資質の向上につながる。
* 大阪府薬剤師会としては、府内薬局にも研修会を通じて、薬剤レビューの方法や効果を広めていきたい。研修や実践を通じて、患者固有の薬の使い方等を検討することで、対人業務が強化され、医師への情報提供が円滑に進むことを期待。
* 今後活用が拡がっていく電子処方箋システムを通じて得られる処方・調剤情報、さらに患者からの日常生活の変化などの情報を総合的に収集して分析することにより、薬物治療の問題に結び付けて、改善点を探るきっかけになる。

対人業務の充実や資質の向上につながる。

**（２）市販薬の濫用対策（販売業者向け）に対しての意見**

* 濫用等のおそれのある医薬品の対象製品も大幅に拡大しており、実際に販売に従事されている薬剤師や登録販売者の専門家の皆さんの担う役割が非常に重要。
* 登録販売者協会の研修会では、「濫用のおそれのある医薬品」についても、毎回取り上げているが、今後も集合研修の場や自己点検表を活用して注意喚起する。
* 若年層には市販薬の不適切な購入防止対策においては、いかに濫用が怖いものか、しっかりと認識させないと解決しない。

さらなる資質向上のための取組みが求められる。

**（３）資質向上に対しての意見**

* 薬剤師と登録販売者の患者や消費者への対応において、コミュニケーション力がとても必要になる。薬の専門性の情報だけではなく、言葉の使い方、患者へ寄り添う　気構えも学んでいただきたい。
* 薬剤師や登録販売者にとっての医療コミュニケーションとは、患者の今の情報を　　正確に聞き出す力、さらには服薬コンプライアンスを向上させるために説明に納得　してもらえる力が必要。

**【２．今後の予定】**

〇　国から示されているアクションプランの内容や医薬品販売を取り巻く環境の変化を受け、　府内の薬局等においてより具体的な取組みにつなげられるよう、薬剤師・登録販売者が担う業務及び必要な知識・経験等について整理し、今回の２つの取組みやコミュニケーション力が必要という意見も踏まえて、来年度に成果物を作成する。